

# 〈1〉安全保障輸出管理法体系の 再構築に向けた視点

CISTEC専務理事 押田 努

我が国の安全保障輸出管理の基本法である外為法については、複雑でわかりにくいという点は誰しも共通して抱く感想だと思います。

この数年、国際レジームや国連安保理決議等での合意事項の反映に続き、産業界から規制合理化、簡素化要請を踏まえた一連の制度改正が行われました。特に産業界からの要請については、経産省当局側としてもその趣旨を適確に理解され、真摯に取り組まれたところ です。特にこの2～3年ほどは、長年懸案だった事項で解決した点もあり、大きな進展がみられました。

このような個別の制度運用については、クラウドコンピューティングの扱いや貨物分野ごとの懸案等でまだ残っている点がありますし、輸出規制番号の国際化が大きい課題として具体化に向け調整が進められています。これらの解決は着実に進めていく必要はありますが、一方で、そろそろ中期的課題として産業界から要請を続けてきている安全保障輸出管理法体系の再構築（「貿易管理法（仮称）の制定」）についての検討を視野に入れてもいい時期ではないかと思われ ます。もちろん、近々のうちに見込まれる輸出規制番号の国際化への対応だけでも官民双方で大きな負荷がかかる話ですし、法体系の再構築といっても、わかりにくいとか複雑だというだけで、現実に運用されている法律が改正できるわけではありませんから、すぐに具体的検討をするという話にはならないでしょう。

しかしながら、誰もが抱いている外為法体系の不合理的さや複雑さ、負担の大きさ、割り切れなさ等の印象が、いったい何に起因するものなのかということ を体系的に分析し、本来はどうあるべきなのかを具体的に検討してみるということ を、今後いつか来るであろうその時期に備えて行って、備忘的に残し

ておくことも意義のあることだと考える次第です。官民双方が人が入れ替わっていく中で、一からあるべき姿を考察することは難しいですが、一度検討をしておく と、それを元に検討を継続することができ ること でしょう。

CISTECからの累次の要請書では、新「貿易管理法（仮称）」では、体系の合理化と、エンドユース中心の規制体系への移行が謳われています。それを具体的に実現しようとする場合には、どこをどう規定すればそうなるのかについても、なかなかイメージが湧きにくいのではないかと思います。そのイメージを明確なものにするためにも、たたき台的材料があるといいのではないかと考えています。

以上のような問題意識に立って、「安全保障輸出管理法体系の再構築に向けた視点」とのテーマでまとめてみました。併せて、新体系の法律イメージを、「超訳外為法」的スタイルで作ってみました。いささかなりとも、輸出管理関係者の方々の頭の整理のお役に立てば幸いです。

なお、本稿は、一輸出管理関係者という筆者個人の立場で執筆したものであり、所属先等の見解ではないことをお断りしておきます。

\*\*\*\*\*

## ◎本稿の骨子

### (1) 外為法体系見直しに関する諸論点

外為法は、規制体系、個別条項とも複雑であり、中小企業等も含めて広く取り組む必要がある輸出管理の根拠法としては問題がある。単に複雑でわかりにくいということだけでなく、ココム時代の法の枠組みを維持しているために、エンドユースのチェックという輸出管理の本質から乖離して、該非判定偏

重になり、輸出者の事務負担も大きなものになっている。複雑で職人芸的な該非判定上のミスが形式的には無許可輸出として問われ、肝心の取引審査がなされなくても法律上は責任を問われない仕組みは不合理と思われる。外為法令自体のメッセージと当局側の運用が、ともすると該非判定の自己目的化を招きやすいだけでなく、「非該当であれば法令違反ではないから問題はないのだ」という逆の本筋から乖離した議論を招く要因ともなっている。

これらの状況を是正し、エンドユースチェックこそ輸出管理の最優先事項だというメッセージが法令とその運用上明らかになる仕組みにする必要がある。また、その際には、国際展開の円滑化や国際競争条件の均等化が図られるように留意する必要がある。

## (2) 法体系全体の枠組み再構築に際しての留意点

①上記の問題意識に立ち、法体系再構築に際しての留意点としては、いくつかあるが、まずは、「輸出管理法（仮称）」等の形で体系を一本にする必要がある。その上で、法律レベルで規定すべき事項をきちんと法定する必要がある。もともと戦後の混乱期にでき、行政に具体的な規制内容のほとんどを委ねているために、今の時代であれば規定されるような事項も法定されていない。輸出の定義もなく、リスト規制と並ぶキャッチオール規制も法定されていない。何の目的で何が審査のポイントかを示す許可基準も書かれていない。第47条の「輸出の原則」も今となっては発想がずれている。

また意外だが、他の法令には一般的にあるような帳簿・書類の保存義務が法定されていないために、運用に制約が生じているという面がある。これが法律で担保されれば、機微度が低い品目、仕向地向け輸出は、許可制でなくても、他の対外取引と同様、届出制に移行したり、随時の報告・立入のみ（＝書類保存のみ）としたり等の合理化が図られる可能性が出てくる。

②これらの法定事項を規定した上で、重層構造の整合化や国際合意の反映の迅速化が図られるような仕組み（省令、告示等への委任）とし、エンドユースのチェックが最優先とのメッセージを出すために、取引審査の実施を前面に出して規定する

ことが適当である。また、返品やCPを適確に運用している親会社の海外子会社向けなどは、エンドユースに懸念はほとんどない以上、非該当扱いとし、該非判定の負担を除去することが望ましい。また、許可を要しない「特例」では該非判定を伴うため問題は解決しないので、該当－特例－非該当の三分類から、極力、該当－非該当の二分類にすることが、その意味でも適当である。

また、その非該当の中に用途も含ませることも考えられる。現在でも一部品目は、「医療用途、娯楽用途、民生用途等について除く」との規定により、非該当としている例もあり、機微度が低い品目等の場合には一案かもしれない。

③なお、誓約書の徴求に関して、基準認証分野における海外認証機関や製品安全における海外検査機関等に対する日本の当局の直接の報告、調査等の規定事例もあるので、それも参考にして、経産省当局が最終需要者から誓約書を取ることに、それに反した場合には公表等の対象となりうる等の根拠規定の整備も選択肢としてはありうる。但し、相手は輸出者にとっては大事な顧客であり、濫用懸念があるのであれば、かえって問題かもしれない。

④更に、米国のようなVSD制度（違反の自主的開示の場合の免責）を、法律上明確に位置づけることができれば、管理ミスや不正輸出の情報の積極的提供もなされ、当局としてもメリットがある。CP認定輸出者を対象とすることにより、CP整備の促進にもつながり、全体の輸出管理水準の底上げにもなると思われる。

⑤技術提供規制については、「居住者／非居住者」概念に基づき行われているが、規制趣旨と微妙にずれてくる局面もあるため、海外事業展開の円滑化の点も念頭に置きつつ、「本邦人／法人」と「外国人／法人」概念でのスキームも選択肢として検討もしてみることも必要と思われる。

## (3) その他留意点

①その他として、技術的ツール（センサー、GPS等）の活用可能性について、ある大企業社長の方から問題提起があったことがあるが、管理コストや実効性の面で課題はあるにしても、書類や手続きだけでは担保できない部分を技術ツールでカバーす

るという可能性については、官民双方が視点として持っておくことが望ましい。

- ②主要官庁間の連携についても、インテリジェンス情報の活用、大学における文科省の一層の関与の必要性もあり、現行規定の拡充が望ましい。

#### (4) 残る問題

新法体系を、「輸出管理」の視点で構築すると、国内でのテロリスト等への提供の問題が残る。また、現行外為法ではカバーしていない懸念技術の公知化（開示＝特定の提供相手がいない）の問題をどう扱うかも、大量破壊兵器拡散防止の観点に立てば論点としてはあり得る（例：原爆・簡易化学兵器の作り方のネット公開等）。これらについてカバーしようとするれば、「大量破壊兵器等拡散防止法（仮称）」的な構築が必要であろう。

\*\*\*\*\*

### 1 外為法体系の見直しに関する諸論点

#### (1) 容易に理解しがたい法体系、個別規定の再構築

##### ①重層構造の肥大化をもたらした要因

我が国の輸出管理について法的に規定している外為法体系は、国際社会と我が国の平和と安全を担う重要な法令である一方で、極めて複雑であり、一般の輸出者はもちろん、長年同法に従って輸出を行ってきて精通しているはずの輸出者であっても、全貌を正確に理解することが難しいという点は、以前から指摘されています。「増築に増築を重ねて入り組んでいる複雑な構造の温泉地の老舗旅館」との比喻がしばしば使われるところです。平成24年4月の通達の統合・一本化によって、通達レベルの複雑さは払拭できましたが、法律－政令－省令－告示に至る法令体系の複雑さ、重層レベルの不整合等の問題は依然として残っています。体系だけでなく、個別の規定内容自体の複雑さは誰しも感じているところです。法定されている事項が僅かで、後の具体的規定、運用は政府に委ねられているため、重要な制度変更の必要が生じても、既存の法律の枠内で何とか規定できてしまうことが、そのような重層構造の肥大化をもたらした要因と考えられます。

##### ②わかりやすい法体系への再構築の期待

安全保障輸出管理は、極めて重要で、企業の大

小、経験の深浅を問わず、取り組まれるべき課題ですが、本来であれば、容易に理解がなされるものである必要があります。米国の輸出管理法制のEARの簡潔なわかりやすさが対照的に語られるところですが、平成21年の改正外為法のメッセージが、ほぼすべての輸出者が輸出管理にしっかり取り組むことが必要だ、ということだったことも踏まえ、今後、誰でもが体系、規制内容を比較的容易に理解できるような、「安全保障輸出管理法（仮称）」のようなわかりやすい体系に再構築することが期待されています。

#### (2) 輸出管理規制の本来目的から乖離した膨大な事務負担の解消

##### ①該非判定先行を強いられることによる膨大な負担

しかし、事はそう単純ではありません。体系がわかりにくいというだけであれば、ITの利用等でカバーできる面も多分にあります。が、問題はそれだけに留まりません。現在の輸出管理においては、エンドユース（用途、需要者）のチェックが最重要であるにも関わらず、法令の規定上、まず該非判定を先行させなければならず、膨大な負担になっているという点が大きな問題としてあります。

これも以前から指摘されているように、ココムの時代は、対共産圏諸国向けに先端製品等が流れることを防止するという観点に立った輸出管理であったために、規制貨物等に該当するかどうかを判定する該非判定が最重要であり、エンドユースについてはあまり関係がありませんでした。しかし90年代半ば以降、国際スキームも変わり、大量破壊兵器開発等のエンドユースのチェックが中心となる輸出管理へと、質的に変化していきました。その過程で、外為法体系の基本的枠組みは踏襲されたため、本来の目的から乖離した実務負担が発生し重荷になっているというのが現状かと思います。

##### ②該非以外の「特例」区分の存在による管理負担

更に、「該当」、「非該当」以外に「特例」の区分もあるために、貨物においては税関との関係で、社内管理上大きな負担が生じてくる場合があります。その典型例が、市販暗号の特例でした。これが本年8月の政令改正により非該当化されたために、企業等の管理負担が大きく軽減され、歓迎されているところです。

### (3) 該非判定自体の自己目的化の是正、エンドユース審査中心への移行

#### ①判定ミスが「無許可輸出」と同義になる怖さ

輸出管理において取引審査と並ぶ柱とされる該非判定というものは、リスト規制対象かどうかの判別作業です。しかし、そのリスト規制品のスペックの規定振りは極めて複雑で、CISTECでも発行しているような項目別対比表やパラメーターシート等の助けを借りなければ、正しい判定ができません。職人技に近いような面も否定できません。

このような煩雑な判定作業ですから、時にはミスが生じることもあり得ます。それはあくまで事務的ミスなのですが、該当品を非該当と判定して輸出したとなると、形の上では、「無許可輸出」となってしまいます。

「無許可輸出」という響きには、おどろおどろしいものがあり、語感として、それによってただちに法益侵害につながることをした=大量破壊兵器開発等に使われた、という短絡的印象を惹起しやすいところがあります。他の法令では、無許可で××したということは、それが直ちにその法が保護しようとした法益侵害をしたという場合が少なくありません。「無許可で森林を伐採した」「無許可で産廃物を投棄した」「無許可で建造物を建てた」…等等、どれもそういう場合です。かつてのココム時代の外為法はまさにこのパターンでした。「規制対象品目を共産圏諸国に輸出した」というだけで、共産圏にハイテク製品・技術を渡さないという法益を侵害したわけでは

また、ややこしいことに、外為法でも輸出貿易管理令の別表第二で規制対象としている品目は、まさに一般的パターンが当てはまります。ワシントン条約で規制された絶滅のおそれのある生物等、放射能汚染物質、麻薬・覚醒剤、知的財産侵害品等、輸出自体が法益侵害に直結するものばかりです。

安全保障輸出管理においては、税の世界における「脱税」と「申告漏れ」との間には意味合いに歴然とした差があり同一視すべきではないように、あるいは、政治資金規正法の世界における「虚偽記載」と「記載漏れ」とが異なるごとく(?)、該非判定や法令解釈のミスは「無許可輸出」とは峻別して位置づける必要があります。

#### ②保護法益と離れた該非判定の自己目的化を招きやすい外為法のメッセージ

しかし、現在の外為法の安全保障輸出管理で保護しようとしている法益は、あくまで「大量破壊兵器等の開発に一般の貨物・技術が使われないようにする。それによって、我が国と世界の平和と安全を守る」ということですから、規制対象貨物かどうかの判定を間違えて輸出してしまった、ということだけでは、直ちに法益侵害につながるわけではありません。輸出されているのは、民生品なのでから民生用途に使われている分には何ら問題はありません。実際に懸念ユーザーに渡ったり、懸念用途に使われたりすることで初めて法益侵害になるのです。

ところが、外為法から発せられるメッセージは、そのような保護法益を離れて、「該非判定をしっかりとせよ」ということが前面に出てきているため、それ自体が自己目的化しがちなところが否定できません。「まずは該非判定をしっかりとすべし」というメッセージは、さまざまな形で発せられています。適格説明会その他での当局の説明は、まずは該非判定を先行させよということです。また、経産省が公表する「法令違反」の内訳の実に7～8割は、該非判定の未実施や該非判定の誤りです。そして、平成21年の改正外為法でも、新設された輸出管理遵守基準でも、すべての輸出者に求められる遵守事項として、「該非確認責任者を置くこと」が柱のひとつとなっています。しかしながら、キャッチオール規制が導入された今となっては、リスト規制対象かどうかの峻別の意味合いはかつてよりはずっと薄いものになってきています。警察で立件されているものもキャッチオール規制違反の例が少なくありません。

本来、外為法が発すべきメッセージは、「懸念用途に使われないように、エンドユースのチェックをしっかりとせよ」ということのはずです。「取引審査責任者を置くこと」がむしろ、必要な要請事項ではないか、と感じます。

本来問われるべき「取引審査をしなかった、十分ではなかった」ということが、法違反と位置づけにくく、前段階の「該非判定をしなかった、間違えた」ことの方が法違反として位置づけやすいことによって、外為法のメッセージが、本来あるべきものとずれてしまい、該非判定が自己目的化してしまいがちな要因にもなっていると思われる。

また、欧米、韓国等では、政府が該非判定に関与するスキームがあり、産業界の負担は大きく軽減されているため、日本でも同様にできないか、というのが産業界の要望です。かつて「非該当証明書」の発行を経産省が行っていた時期がありましたが、それは当局が関与するパターンでした。ただ、その運用過程で、過剰な発行要求、業務量の増大等の問題も生じ、廃止されて現在に至っているという経緯があります。これらの経緯も踏まえつつ、当局関与の是非については引き続き検討が望まれるところです。

### ③輸出管理の本筋からずれた議論を惹起する要因

これが、マスコミその他が取り上げる局面になってくると、その矛盾がより増幅されやすくなります。マスコミは時として、「大量破壊兵器開発に使われる可能性がある資機材を、無許可で輸出した」と聞いて、あたかも「その資機材が実際に大量破壊兵器開発等に使われた」という印象を与えるような報道になりがちです。台数も例えば「既に千台が世界中に輸出された」と書かれると、その企業が大量破壊兵器開発に広く加担しているかのようなイメージとなり、企業イメージを大きく損ないかねません。「だから気を付けなければならない」と啓発普及の際には言うにしても、本筋を踏まえなままのマスコミ報道というのも首をかしげざるを得ません。同じ「無許可輸出」でも、「取引先への納入の際、該非判定をうっかり間違えた」あるいは「取引先への納期が間に合わないで手続きをサボった」というケースと、「懸念国向けの大量破壊兵器開発用資機材を調達して当局の目をかいくぐって輸出した」「高額のおファーに惑わされて、用途がわかっていけれどスペックを偽って輸出した」というケースとでは、その本質において天地の差があります。

また逆に、非該当でありさえすれば、エンドユースのチェックをろくにせず、軍事関係に使われていたとしても、法令違反ではない＝何ら問題はない、という主張がなされる場合も往々にしてあります。「法治主義なのだから法に違反しなければ問題はないのだ」、「罪刑法定主義なのだから法律に違反するかどうかがすべてであり、あとは企業倫理の問題だ」という取り上げ方です。罪刑法定主義というこ

とは誰も否定しませんが、この点を強調しすぎると、もっとも肝心のエンドユースチェックの重要性ということが見失われてしまいます。

いずれも、輸出管理の本筋から乖離した取り上げ方であり、そのようなミスリーディングな議論を招きかねないメッセージを発しているように見えるところに、外為法体系のより深い問題があるように感じます。

エンドユースチェックをしっかりとやっていなければ、責任を問われたり是正を求められたりするというスキームのほうが、より本質に沿った形だと感じます。

(注) 誤解のないように付記すると、民生品として使われることが明らかだったとしても、納期短縮や手続負担の回避を狙って決められた手続きを無視する行為については、許されるべきものではなく、然るべく罰せられるべきです。

国際レジーム合意で、各国が歩調を合わせて許可対象としているのは、機微な製品等であれば、輸出者側の判断で問題ないかについて、政府当局としても事前又は事後にチェックをするという考え方によります。その手続きが、正しく踏まれるという信頼を前提にして制度が成り立っているわけですから、その信頼を裏切る行為については、ペナルティの対象にならなければ、正直に手続きを踏んでいる善良な輸出者が馬鹿をみることになります。

なお、時として、手続きを踏まずに輸出した違反事案が報じられると、「当局の審査が遅いことも原因だ」という「解説」がマスコミその他でなされることがありますが、当局も標準処理期間を設けて、年々短縮させてきていますし、どの企業もそれを前提に準備し申請しているわけですから、手続き違反を正当化する理由にはなりません。

### (4) 国際展開の円滑化及び国際競争条件の均等化

① これだけ経済の国際化が一般的となってくると、電機メーカー等にみられるように、日本から輸出するよりも、海外拠点間の連携により国際展開するパターンの比重が高くなってきています。そうなってくると、できる限りスムーズに貨物・技術のやりとりができるような法的環境整備が期待されるところです。

② また、国際競争は熾烈ですから、日本勢が輸出管

理法令による負担により不利になったり、他国の企業等との競争条件が同じとなるような法的環境作りも必要です。さらに、技術革新が飛躍的に進んでいますから、既存の規制対象品目等も海外諸国でも作られるようになり、規制の必要性が低下していくことも十分に考えられます。その辺のフォーリン・アベリラビリティについての継続的フォローと法規制への反映が迅速かつ適確にできる仕組み作りが望まれます。

他方で、技術革新により、大量破壊兵器開発等や軍備増強等に資する新資機材等が出現してくるでしょうから、それらが懸念国に渡らないような国際協調も必要になります。要は、臨機に見直しをしてメリハリをつけていくことが重要です。米国は、以前から軍事用の機微技術リストであるMTCLを定めていましたが、政治的事情もあってなかなか削除できないままに、会計検査院(GAO)からその有効性について指摘がなされ、その見直しが行われつつあります。リストは硬直化しがちだという一例かもしれません。

## 2 全体の枠組み再構築に際しての留意点

以上の諸論点を踏まえて、全体の枠組みを再構築する場合の留意点、視点について、順次述べたいと思います。

### (1) 「安全保障輸出管理法(仮称)」等の形で体系を一本化し再構築

- ①現在、外為法の中で、貨物輸出、技術移転その他の役務提供、仲介貿易等、規定がバラバラに存在し、米国EARのように、一本の法令で全体像が分かるようになっていません。このため、外為法の体系から、少なくとも安全保障関連の輸出と役務提供関連規定を独立させて一本化し、全体像と考え方を理解しやすいようにすることが必要と思われる。
- ②戦後は、外貨管理と輸出入管理とは表裏の関係にありましたから、同一の法律で規制する意味は十分ありましたが、現在では、それぞれ自由化されていますので、同一法令体系で規定する必要はなくなってきました。
- ③技術提供についても、輸出規制貨物に係る技術の移転が規制されていることから、貨物規制と表裏

一体です。技術提供以外の役務提供も、国連安保理決議に基づく経済制裁や、核原燃料の処理に関するものですので、新法下で、安全保障に関する役務関連として一体で管理することが適当と思われます。

- ④なお、安全保障以外の輸出や輸入についてのみ、外為法に残すのはアンバランスでしょうから、まとめて独立させるとしても、安全保障輸出管理については、規制の考え方が異なることから、新法の中でそれぞれ別個に章立てをする等して規定することが適当と思います。
- ⑤その上で、規定はできる限り理解しやすいものにする必要があります。輸出管理に広くあまねく取り組む必要があるのであれば、中小企業や一般人であっても、何がどのような形で規制されているかということが、容易に分かるようにすることが必須です。キャッチオール規制の規定や技術提供・仲介規制の複雑怪奇さは、専門家であっても頭を悩ませますが、そういう法令体系、条文による規制というのは、決して健全な姿ではありません。

### (2) 法律レベルでの基本事項の規定

- ①現行外為法では、輸出入、送金、資本取引、対内直接投資等の類型ごとに規定がありますが、ほとんどは、実質的には政省令以下で規定されています。法律で書かれているのは、「政省令以下で定める規制対象については、経産大臣の許可・承認をとれ」、あるいは、「法目的達成のために財務大臣や経産大臣は承認の義務を課することができる」という包括的規定が置かれているだけで、実際の具体的規制内容や対象は、所管省庁に委ねられています。
- ②それは、一概におかしいというわけではないですが、それでも、規制の影響が大きい安全保障輸出管理の根拠法としては、法治主義の観点から規定すべき事項が法定されていないように思われます。「重要事項法定原則」からすると、問題含みでしょう。主だった点を挙げれば次の通りです。

イ そもそも「輸出」の定義が書かれていない。

これは輸出規制の根拠法としては驚くべきことではありますが、政令を読んでやっとな、「船積み」

を以て輸出と捉えている「らしい」ということが分かる程度で、あとはそれを通達で追認している形です。我が国の各種法令での「輸出」の定義は実は同じではありません。関税法では、「本邦から外国に向けて貨物を送り出すこと」と定義されており、輸出が既遂になるのは通関時ですので、外為法の船積み時とは異なります。諸外国では「通過」も含めて輸出として位置づけている例も少なくありません（香港、シンガポール等）。

なお、細かい話ですが、輸出の定義として、バーゼル条約を受けた「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」では、外為法による規制を受けるとしつつ、通達により「外国（＝本邦以外の国又は地域）に向けて送り出すことをいい、外国には公海を含まない」とされています。定義の前段が関税法と同じになっていて、後段では「外国に公海は含まない」とされています。廃棄物の場合はそれでいいのかもしれませんが、大量破壊兵器等関連の貨物を想定した場合それでいいのか、という論点は生じ得ます。公海上で核爆弾を爆発させる目的で船積みして出港したことが輸出に当たらないことになるのは不合理ですし、それは含まれると解するのが妥当でしょう。あるいは麻薬等の取引で見られる「瀬取り」的行為への抑止も必要です。これらのことも想定した上で抑止が可能であることが、分野を問わず統一的な解釈ができる明確な法令になっていることが望まれます。

輸出以外にも、通達ベースでの定義付けになっている事例も少なからずありますので、後述の重層構造の整理合理化に合わせて、法律で規定すべき事項の定義を盛り込む必要があります。

#### ロ リスト規制と並ぶ柱であるキャッチオール規制が法定されていない。

平成6年に補完規制が最初に導入されたときは、まだリスト規制のスペックの上乗せだったので、リスト規制の延長的なものでしたが、平成14年に全面的に大量破壊兵器キャッチオール規制として、食料品や木材以外のすべての品目について規制対象になった段階で、筋としては法定されておかしくない規制になったと思います。しかし、規定は補完規制を規定した政令を踏襲したため、

許可例外のそのまた例外というわかりにくいものとなり、更に平成20年に通常兵器キャッチオール規制が規定されて、全体の規定ぶりは複雑怪奇で、専門家といえども何度読んでも規制内容が容易につかめないものになってしまっています。

規定の複雑怪奇ぶりもさることながら、インフォームのように、経産大臣の通知一本で輸出が許可対象になるような強力な規制が、法律レベルでは何も規定されていないというのは、やはり通常とは言えないという点が根底の問題としてあります。

#### ハ 許可制度運用の視点である許可基準が法定されていない。

また、輸出や技術提供の許可制にしても、そもそも具体的に何を目的として、何が審査上のポイントなのかということも何も示されていません。第48条等で、「国際的平和と安全の維持を妨げることとなると認められるもの」として許可対象品目を政令で定めています。この規定振りはココム時代から変わっていません。対共産圏諸国にハイテク製品・技術が渡ること自体が「国際平和と安全の維持を妨げる」時代でしたから、こういう規定だけで特に支障があったわけではないでしょうが、現在の輸出管理はそういう思想ではありません。品目自体は、民生品がほとんどです。それらが輸出されること自体が、国際平和と安全の維持を損なうことに直結するわけではもちろんありません。武器やそのための専用品もありますが、武器は（残虐兵器として条約等で禁止されたものは別として）国際市場では一般的な商品として流通しています。ですからこの規定自体も、今となっては時代にそぐわず、ココム時代の残滓を引きずっているといえるでしょう。「その用途又は需要者によっては」という限定が、規制の趣旨として本来は入る筋合いのものです。

そして何より問題といえるのは、「どういう点が審査され、どういう点が満たされれば許可されるのか」という許可基準が明記されていないことです。ほとんどの法律には、許可基準というものが明記されています。そしてそれがクリアされれば、「許可しなければならない」と規定されています。外為法でも、その目的に照らした具体的な

許可基準が本来必要です。それは、憲法で保障された「公正手続の保障」「経済活動の自由」を担保する上でも必要であり、経済活動等にとって最も重要な予測可能性、公平性、安定性の担保の上でも必須の点です。そしてここでの審査の際の着目点は、通達で示されているように、「用途と需要者について懸念があるかどうか、転用のおそれがないかどうか」という点であり、それがクリアされれば許可されるという仕組みを法定するのが筋だと思われます。

ニ 「者」に着目した規制の枠組みが書かれていない。

現行外為法は、ココム時代の枠組みを引きずり、貨物・技術と地域（国）に着目した規制の枠組になっています。ココム時代は、ハイテク製品を共産圏諸国に出さないということであり、正にその枠組みが当てはまりました。しかし現在の安全保障輸出管理はそうではなく、エンドユースに着目した規制です。それは、現行運用では、リスト規制では通達ベースでの許可基準によってやっと読み取れる状況です（キャッチオール規制は、政省令で「用途と需要者がポイントらしい」ということが分かる程度）。

もちろん、国連安保理決議や我が国独自措置による制裁に伴う輸出禁止のように、地域に着目した規制もありますが、通常的安全保障管理は、最終的にはあくまで地域ではなく用途・需要者に着目しています。

実際の運用も、外国ユーザーリスト（これは大量破壊兵器キャッチオール規制に関するものではありますが）やCISTECの顧客リスト（チェーサー情報）に掲載されているユーザーは慎重な審査が行われます。「国連による立法」といわれる国連安保理1540決議は、「非国家主体」に対する輸出管理を含む一連の移転防止措置を義務づけたものであり、「国・地域」というより、テロリスト等の「者」に着目した義務付けとなっています。個別の国連安保理決議による制裁についても、懸念国家だけでなく、テロリストや大量破壊兵器拡散に関わった企業・政府機関等を特定して制裁をかけており、直接は金融制裁（資産凍結）ではありますが、外国ユーザーリストにも掲載さ

れ、それらの者向けだけは事実上の禁輸ユーザーとなっています。米国のEARにしても、Denied Persons、Entity List等のように、ユーザーに着目した規制体系となっています。

このように、外為法では、法律の枠組みはココム時代のを維持しつつ、運用で現代の輸出管理の運用をしているため、その本来の枠組みをきちんと法定しておく必要があります。

米国では、VEU制度（認証エンドユーザー）を数年前に導入し、一定の基準をクリアしたエンドユーザーに対する輸出手続を簡易なものにするという仕組みを中国、インド等の企業に対して運用していますが、今後、我が国でもこのような仕組みを導入する場合には、「者」に着目した規制の枠組みがあれば、その下で運用できるものと思われま

ホ 輸出禁止規定がない。

上記の許可基準とも関係するのですが、外為法には、輸出入の許可・承認条項はあっても、輸出入禁止条項がありません。関税法では、輸出入の禁制品が規定されていますが（第四節）、本来であれば、関税法ではなく外為法で規定されておかしくない条項です。外為法では、輸出入を禁止するときに、どういう手法をとるかということ、許可対象、承認対象にして許可・承認しないという形です。輸入だと更に妙で、輸入規制は、「輸入割当」の承認・不承認という形で行われています。北朝鮮に対する経済制裁も、外為法上は全品目の「輸出入の承認に係らしめる」ことが制裁措置で、後は当局の運用で承認しないということで禁輸措置を具体化するという流れになります。

本来であれば、特定の国・地域や、特定の需要者に対して、「経産大臣は輸出を禁止することができる」という禁輸条項があって、その対象を政省令なり告示で定めるとするのが一般的な形だと思います。

安全保障輸出管理においても、外国ユーザーリスト自体はキャッチオール規制における需要者要件の判定のための材料であり、禁輸リストではないという位置づけですが、そこで掲載されている組織はさまざまで、大量破壊兵器開発関与の疑いでの経済制裁対象であれば禁輸対象として指定す

るのが筋でしょうし、米国の禁輸リストであるDPLに掲載されているような組織であれば同様に輸出は許可されないでしょう。

このように、現行法は、法律では一定の仕向地の貨物について「許可・承認をうけるべし」とあるのみで、禁輸条項や許可要件が書かれていないために、どのような輸出であれば禁輸となるのか、あるいは禁輸とまでいかないが許可されない可能性が高いのはどういう場合か、若しくはケースバイケースで判断されるのか等等それぞれの予測可能性があまり高くないという憾みがあります。新法体系を検討する場合には、この予測可能性、透明性の向上につながるような仕組みが必要だと思います。

へ「最小限度の規制の運用原則が書かれていない。

現行外為法の第47条の「輸出の原則」の規定は、誰でも首をかしげる奇妙な日本語の条文です。

「貨物の輸出は、この法律の目的に合致する限り、最少限度の制限の下に、許容されるものとする。」

かつての外貨割当による輸出許可制の時代であれば、「輸出を許容する」という条文もありえたのでしょうか、今は対外取引は「原則自由」の時代です。「原則自由」の下では、法律で通常縛るのは、むしろ政府を縛るのが一般的であり、最少限度の下に許容すべきは「輸出規制」の方のほうです。

そのようなスタンスに条文を切り換えた上で、例えば以下のような規制上の留意点（の趣旨）が運用の原則として盛り込まれる必要があると思います。

- ・国際レジームや国連等の国際的合意に基づく規制であること。
- ・競争条件の均等化、フォーリン・アヴェイラビリティ等を踏まえて必要最小限の規制であること。
- ・産業活動の国際展開、大学等の学術研究の自由等を不当に阻害しないこと。

ト 帳簿作成・保存義務規定がない。

この点は意外なのですが、外為法には、報告徴収や立入検査の規定はあっても、その前提となる帳簿作成備え付け・書類保存義務規定がありません。実はこの点が、潜在的に輸出管理規制の合理化にとって大きなネックとなっているという面もあります。このような帳簿作成備え付け、書類保存義務は、規制法では一般的に存在する規定ですが、外為法では見当たりません。資本取引、送金その他の対外取引の場合には、当局に行為の都度、報告（届出）規定がありますので、その書類をもとにチェックができるのかもしれませんが、輸出入の場合にはそれがいないため、許可条件で書類保存義務をかけるという変則的な運用となっています。しかし、許可条件で義務付けができるのはあくまで該当品の場合です。国際レジーム合意を踏まえた制度改正で、書類での確認を前提として非該当とするという暗号関係の規定等の例も増えてきていますから、該非を問わず書類保存が必要になってくるでしょうし、該非を問わず、エンドユースのチェック（取引審査）が然るべく行われている裏付けとなる資料の保存も必要でしょうから、それらを担保するための規定を整備することが必要となってきます。

関税法でも、第94条で輸出入者に対して帳簿整備・保存義務規定を置き、それに基づいて、税関は外為法と同様の事後審査を実施しています。

これまで、本来、非該当や許可例外に位置づけてもいいものを、それでは書類保存義務、報告徴収がかけられないから、包括許可の対象にせざるを得ないという発想が当局側に潜在的にあったこととは否定できないと思われます。

### (3) 法令の重層構造の整合化、簡素化と国際合意への迅速対応の可能化

- ①輸出管理に携わろうとする者が現行外為法を理解する上での最大の難点は、関係規定が多岐にわたり、複雑な法令、政令、省令、告示、通達をすべて把握して初めて全体像が分かる形になっていることでしょう。また、貨物輸出と役務提供とで、政省令自体が異なり、しかも貨物と役務とで対応すべき法令レベルにもズレがあります。輸出や提供の許可が不要の許可例外や、キャッチオール規制は、輸出は政令（輸出貿易管理令）、役務提供

は省令（外為令に基づく貿易外省令）で規定されています。あるいは、同じ輸出の特例でも、政令だけでなく、部分品特例のように通達で規定されているものもあります。まずは、法律で主要な骨格を規定した上で、わかりやすい形での整理と整合化を図ることが必要です。

- ②その上で、国際競争条件の均等化の観点から、規制対象貨物・技術や武器禁輸国は、告示ベースで規定することにより、国際レジームや国連安保理決議を踏まえて、迅速に国内法令に反映できるように担保しておくことが必要です。この点は、産業界から繰り返し要請をしているところであり、他の経済取引（輸入、資本取引、送金、対内直接投資等）は全て、実質的に告示に委任されていて、国際合意のリアルタイムでの国内法令への反映が可能なのに対して、輸出のみは閣議決定を要する政令以下で規定されているため、内閣法制局審査等により反映にかなりの期間を要するのが実態です。法律では、国際合意された品目・技術を対象にする旨が規定されていれば、後の細かいスペック等は正に告示での規定が妥当なところです。今後、規制番号の国際化のための措置が講じられると思われませんが、これらの観点も念頭に置くことが望まれるところです。

#### (4) エンドユースチェックが最優先というメッセージ発出と、その本質と関わりが薄い手続き負担の排除

- ①繰り返し述べているように、現在の安全保障輸出管理の最重要ポイントは、エンドユースのチェックです。顧客と用途に懸念があるかどうかの見極めにまずは重点をおくべき旨のメッセージを盛り込むことが重要です。

現行法の下では、該非判定ミスは無許可輸出になってしまうために慎重になる（＝負担が大きくなる）一方で、肝心のエンドユースチェックのための取引審査が、法違反として位置づけられないため、それを行わなかったり、いい加減にしたりしても責任を問われない仕組みです。例えば、リスト規制品について一般包括許可を取得して、取引審査をろくに行わずに大量破壊兵器開発の懸念者に輸出したとしても、その取引審査が十分でなかったことについて、法律上の直接の問題が生じ

るわけではありません。

また、非該当品、特例（許可例外）品であれば、キャッチオール規制対象でない限りは、取引審査は何も求められません。

- ②もちろん、「取引審査を行う」ということを直罰や行政制裁で担保するような形では困難ですが、直罰なしで規定した上で、是正指導、勧告、間接罰等の形で最終的に担保するような、現行の輸出者等遵守基準類似の仕組みにより、エンドユースチェックの重要性のメッセージを法律として出していくことが望ましいところです。

また、中小輸出者等のことを考えれば、許可申請を出して始めて輸出不可であることがわかるよりも、エンドユースに極めて問題がある需要者を、禁輸リストとして提示したり、許可基準に照らして難しい場合等を何らかの形で示す等の工夫が必要と思います。

- ③また、法令の仕組み上も、エンドユースチェックに精力を集中できるような形にすることが必要です。そのような観点から見ると、現行法令は、その本質とは関係ない部分（エンドユースにほとんど懸念がない部分）での多大な事務負担、管理負担を強いる構造になっている面があると言わざるを得ません。最近の制度改正でも、市販暗号、副次的暗号のように、一定の書類で確認できることを前提として非該当と位置づける規定例も、国際レジーム合意を反映して出てきています。それらが前例としてありますから、一定の書類具備等を前提として非該当とすることも可能と思われます。

以下、返品と海外子会社向けの扱いについて見てみます。

#### 例1 返品の扱い

返品の扱いについては、以前議論になった際、産業界からは許可を要しない「許可例外」とすべき旨の要請をしたところですが、結局、一般包括許可の中で位置づけるということになり現在に至っています。悪用懸念が払拭できないということがベースにあったものと思われます。

しかし返品については、さんざん議論になったように、誤送品のようにそもそもスペックも何もわからなかったり、保守、修理のようにもともと輸出元だったところに戻すということですから、

懸念がないことは明らかです。それを該非判定のために、相手にスペックを照会しても、相手にされません。特別一般包括許可における返送に係る適用部分では、「必ずしも該非が明らかではない場合には、同許可の適用を認める」旨の規定が、産業界側からの強い要請も踏まえて盛り込まれ、経産省当局も最大限の配慮をしたところではありますが、同許可を得ていない者は、頭を抱えてしまいます。

輸出管理の目的からすれば、輸出入の際の税関等の書類等で品目の一致が確認されればいわけであり、許可対象として維持する理由が本来はありません。また、現行の輸出貿易管理令の許可を要しない「許可例外」対象として、「無償で輸入（輸出）すべきものとして無償で輸出する（輸入した）貨物」を規定していますが、これにしても税関書類等で品目の一致を確認することを以て良しとするわけでしょうから、それとのバランスからしても、許可対象と位置づけるのは筋として無理があると思われまます。

産業界が最終的に非該当化を要請しているのは、このような理由によるものです（許可例外はあくまで、該当品であるが許可を要しないというものですから、該非判定が必要になってきてしまいます）。

## 例2 海外子会社向け輸出の扱い

海外子会社向けについては、50%超など日本企業が一定の支配権を有する場合で、自主管理が然るべく行われていると認められる場合には、特定子会社包括許可の対象となっています。日本企業といってもいろいろあり、日本国内にある懸念国のフロント企業が海外子会社を作って不正輸出ルートを構築することは十分に考えられますので、これを一律に、エンドユースに懸念がないとして許可対象から外すことは適当ではないと思われまます。

しかし、そのような海外子会社管理も含めて自主管理がしっかりしていると認められる場合には、海外子会社向け輸出には懸念はないと認められるわけですから、それでもなお該非判定をしなければならぬというのは、不合理な話です。もしこれが、非該当扱いとされれば、その親会社

は、海外子会社向け輸出の際に、該非を判別管理する負担から解放されて自由に輸出ができることになりますので、海外展開を円滑化することが期待されます。

同じ自主管理体制整備の認定を当局から受け、一定の報告はするという手間は同じとしても、その結果が該非判定を伴う包括許可か、伴わない非該当扱いかで、企業の管理負担は大きく異なってくるということです。

ただ、企業によっては、同じ品目について、仕向先によって該非が異なるのは混乱するという見方があり得るかもしれません。この辺は、産業界でよく議論することが必要でしょう。

(注) なお、細かい話ですが、外為法上の該非というのは、実は特定スペックの貨物・技術に該当するかどうかということでは本来はありません。そういう捉え方がされて実際の官民の実務運用もそうなるのはありますが、第48条を熟読すればわかるように、政令で定めるのは、「特定の地域を仕向地とする特定の種類の貨物」ではなく、「特定の～貨物の輸出」です。ですから同じ貨物でも、一定の地域向け輸出は該当、それ以外向け輸出は非該当ということが、外為法でいう該非ということに本来はなります。同様に、特定の需要者向けは非該当、それ以外は該当という整理があってもおかしくはないと言えます。

③返品や海外子会社向け輸出について、産業界と経産省当局との間でいつも議論になる光景は、「該非判定負担が大きいので、仮に非該当であっても包括許可で輸出してもいいか」という産業界側からの問いかけに対して、経産省は、「本来非該当のものを包括許可で輸出するのはおかしい」という「筋論」で答えるというやり取りです。輸出管理の本筋からは遠く離れた話であり、これを非該当と位置づけることができれば、このような不毛のやり取りからお互い解放されることになると思います。

## (5) 「該当—特例—非該当」の3分類から「該当—非該当」の2分類への移行

①輸出企業にとっては、許可が不要の特例（許可例外）の存在が、大きな重荷になっているというこ

とが、当局側にはなかなか理解されないところで  
す。その典型が、市販暗号特例であり、これが本  
年8月1日施行の政令改正により非該当化された  
ことによる産業界の「狂喜乱舞」ぶりは、逆にそ  
れが如何に負担だったかということをも裏付けてい  
ます。

許可を出す経産省当局にとっては、許可不要と  
整理した段階でもう関心の外になってしまいがち  
ですので、この点の問題の所在を理解してもらう  
のに時間がかかりました。輸出企業にとっては、  
特例扱いということは依然として該当であるとい  
うことであり、そうであれば社内管理もしっかり  
しなければならぬですし、加えて、税関で特例  
欄にチェックマークをいれるべきところを、うっ  
かり非該当にチェックをいれてしまうと、通関許  
可上の問題が生じて、その後始末が大変です。こ  
ういうドタバタは、本来、輸出管理の本筋とは全  
く関係ない話です。こういう不必要な管理負担、  
手続負担を排除するためにも、特例はできる限り  
非該当の分類に持っていくことが望ましいと思わ  
れます。

②そのような視点で、輸出令を見ると、第4条の特  
例規定は、キャッチオール規制を規定した部分を  
別にすれば、一般的特例（航空機関連燃料等、在  
外公館等向け）、無償特例、少額特例（加えて、  
通達での部分品特例）等、いずれも、エンドユー  
スに何らの懸念がないものであり、非該当扱いに  
してもおかしくないものばかりです。第4条で  
「次に掲げる場合には、法第48条1項の規定は適  
用しない」とあるのを、第1条で、「ただし次に  
掲げる場合を除く」と改めれば、非該当と位置づ  
けられます。

③これまで、本来非該当扱いしてもおかしくないも  
のを、包括許可や特例の対象として当局が位置づ  
けてきた理由としては、「非該当にしてしまうと  
輸出者から報告徴収等ができない」という思い込  
みがあったのではないかと思います。しかし、  
外為法は、輸出者全般、生産者その他関係人から  
報告を徴収することができるようになっていま  
す（輸出貿易管理令第10条）。後述するように、法令  
において書類作成・保存義務を法令中では規定し  
ておけば、非該当と社内処理したことの根拠を求  
めることは十分可能です。実際、今回の市販暗号

特例の非該当化や、それに先行した副次的暗号の  
非該当化も「輸出者が入手した書類によって確認  
できること」を前提としていますから、当局はい  
ざとなれば、その書類について報告徴収をかける  
なり、立入検査をするなりで確認することが運用  
の前提になっているはずで

④更に、そもそも論として解せないのは、技術につ  
いての特例です。技術提供の許可の特例は、貿易  
外省令の第9条に列記されています。そこには、  
貨物輸出に準じた特例の他、公知・公知化の技  
術、基礎科学研究、必要最小限の使用の技術等が  
規定されています。しかしそれらは、もともと一  
般的には規制対象外=非該当の性格のものなので  
はないでしょうか。これらの規定は、通達ベース  
で規定されていたものを、平成16年1月施行の貿  
易外省令の改正で、その省令に盛り込んだという  
経緯があります。

例えば、爆弾の作り方、化学兵器の作り方等、  
武器関係で公知になっているものがあるとして、  
その一般への普及・拡散を規制するために、公序  
良俗に反する取引として許可対象なり禁止対象に  
するというのであれば、まだわからないことも  
ないですが、通常の民生品について一般的には公  
知になっているものの取引は規制しても仕方ない  
わけですから、非該当扱いが筋ではないかと思  
います。

技術提供の場合は、通関手続がないために、貨  
物ほど手続負担が生じて困るというわけではない  
ので、この辺の問題が顕在化しないのですが、そ  
もそも論としては議論が必要な部分でしょう。

⑤許可例外という類型を全廃できるかは更に検討が  
必要でしょうが、非該当と位置づけてもおかし  
くないものについては、必要な場合には報告徴収等  
の形で関与することを前提にして、極力非該当扱  
いとして、余計な管理負担を除去することが必要  
です。

## (6) 「リスト規制の縮小」又は「用途判定と該非判 定との統合」の可能性の検討

①「エンドユース規制への一本化」ということは、  
以前から産業界が要請してきている点です。通常  
兵器キャッチオール規制の際にも、必要最小限の  
規制とするために品目を32品目に限定するという

経産省側の案に対して、「エンドユース審査はきちんとやるし、品目を限定されると該非判定の手間が増えるだけなので、限定しないでほしい」と要請するという構図となりました。前述のように、海外子会社包括許可制度の導入に際しても、「何とか実質的に該非判定をしなくてもいい仕組みにしてほしい」というのが焦点になった要請事項でした。このように、リストを前提とした該非判定作業に対して、かなりの抵抗感が存在することは否定できません。

エンドユースのチェックこそが輸出管理の本質だということを踏まえれば、リスト規制の廃止ないし縮小ということも選択肢としてないわけがありません。ただ一方で、リスト規制全廃ということになると、国際レジームとの関係もありますし、当局としてのチェックをどのような仕組みにするのか、という実務的な面での課題もあります。また、現行のキャッチオール規制は、客観要件（特に用途要件）が適用されるケースはあまりないでしょうし、当局の情報の把握を前提とするインフォーム要件にも限界があるでしょうから、キャッチオール規制に一本化ということもまた、現実的ではありません。

- ②すぐに答が出るわけではありませんが、少なくとも、現行のように大量破壊兵器関係、通常兵器関係（更にもその中のベーシックリスト、センシティブリスト等）の別を問わず、全て一律に政府当局の許可に係らしめるというのは、産業界側のみならず、政府当局側にとっても、精力を無駄に分散させる結果となり好ましいことではないように思います。
- ③全くの頭の体操ですが、今後の議論のきっかけに供すべく、素案をいくつか書いておきたいと思えます。

**（素案1）許可／届出（報告）／書類保存の三段階にする。**

リスト規制対象を大量破壊兵器関連と通常兵器関連のセンシティブリスト品目等に絞り、その他品目や仕向先等が懸念度が相対的に高くない輸出等は、他の対外取引と同様に届出対象として、当局としても把握をしておくか、より機微度が低いものは自主管理に委ねて、問題が生じた場合等に報告徴収、立入検査対象とする、というもので

す。

外為法で規定している他の経済取引（資本取引、送金、対内直接投資等）も、外為自由化によって、許可から届出制に移行したという経緯があります（対内直接投資は、事前審査付きの届出制）。輸出についても、機微度によって政府の関わり方を変えてもいいのではないのでしょうか。機微度は、仕向先の国、製品の汎用度、軍事用途かどうかその他の要素で違ってくるでしょう。

本年4月の通達改正後の新・一般包括許可も、米国のゼネラルライセンスに準じた位置づけで、申請すればCP要件なしで付与されるわけで、狙いは輸出者の把握と書類保存ですので、届出（報告）制度等ができれば、それに移行してもおかしい話ではありません。

**（素案2）機微度が低い品目は、民生用途のものは非該当と位置づける。**

民生用途であることが明らかであれば、本来は輸出許可の対象外になってもおかしい話ではありません。現行の貨物等省令を見てみると、一部ではありますが、たとえば「民生用途…は除く」「医療用…は除く」「娯楽用…は除く」とされているものがあり、これらは、民生用途であると判断されれば、そもそも非該当という整理になっています。大量破壊兵器キャッチオール規制でも、需要者要件に当てはまる場合でも、民生用途であることが明らかであれば許可申請は不要となっています。国際レジームとの関係もありますが、このように、品目と用途の組み合わせで、該非を決めるという方法もヒントになると思われまます。現行の海外子会社包括許可制度の対象となるような海外子会社向け輸出は、民生用途であることに照らして非該当扱いという整理もありうると思えます。そうすると、その海外子会社向けは、すべて非該当扱いとなり、従来の製品スペックに即した該非判定は不要になります。

**（7）海外の需要者に対する経産省の関与根拠の明確化**

- ①海外の需要者に対する民生利用や再輸出等のための誓約書の扱いについては、これまで輸出企業にとっても大きな悩みの種となってきました。これまで、経産省—輸出者、輸出者—最終需要者とい

う二段階で誓約書を取っていたこと、輸出者に対して最終重要者の継続的監視義務が負わされていたこと、誓約書違反について輸出者が経緯書と再発防止策の提出を求められていたこと、再輸出に留まらず再移転、国内再販売も含めて誓約書の対象にされていたこと、経産省のそのような関与の法的根拠が明らかではなかったこと等等、相手は大事な「お客様」であり、海外競合者がいる中で、このような負担を課せられるということは、大きな問題でした。

- ②この点について産業界から働きかけた結果、経産省は本年4月の通達改正により、最終需要者が経産省に対して、輸出者を通じて誓約書を提出する、その根拠を通達上明示する、輸出者による監視義務、再発防止義務等は負わせない、原則として再輸出の場合に限定する、等の大幅な合理化措置を打ち出し、産業界から歓迎されたところです。この制度改正後は、輸出者は通常の保守点検その他の機会に再輸出等の事実を知った場合には経産省当局に通報協力をするという立場となり、経産省は今後の輸出審査の際にその事実も勘案して判断するという仕組みが想定されています。
- ③もし法令体系の抜本的見直しをする機会があるのであれば、この点の明確化を図ることが望ましいところです。しばしば、海外企業等に我が国の当局が何らかの公権力を行使することは、域外適用ではないか、という指摘がなされる場合がありますが、そうではない形で当局が海外事業者に働きかける立法例は多数あります。もっとも頻繁に登場するのが基準認証や製品安全の分野で、工業標準化法、消費者用製品安全法その他の多くの法令で、海外認証機関、海外検査機関の認定等の手続きが法定されています。そこでは、それらの海外機関に対して日本の政府機関が認証をする代わりに報告や立入調査の「要請をする」ことができることとされており、それを拒否する場合には、認証の取消が可能となっています。このような間接的な形で実質的に権限を行使するというパターンが、一般的となっています。
- ④誓約書の提出に関しても、これを参考にすることも可能と思われます。ただし、海外認証・検査機関とは違って、相手はあくまで日本の輸出者の大事な顧客ですから、その運用については必要最小

限に留める必要があります。ドイツでは、海外の最終需要者に対して誓約書を求めるとしても、その違反があった場合には、海外にその者がいることもあり特にアクションは起こさず、今後の審査に際しての勘案材料にするに留めるという抑制的対応としていることが、当局のBAFAから確認できています。我が国では、本年4月の通達改正においても、ドイツの例を参考として最終用途誓約書は形式上は需要者から輸出者宛としているものの、「経済産業省への提示を目的とするもの」と明記され、実質的には経産大臣宛に提出させる仕組みとなり、必要に応じて状況の確認を行うことがある旨と、虚偽申告や不遵守があった場合には、将来の審査に不利になる場合がある旨が記載されています。それ自体はドイツに準じたものだと思いますが、しかし、仮にその運用として、これまで輸出者に求めていたような経緯書、再発防止策を最終需要者に一律に求めるようなことは、需要者側にとっては従来なかった要求が課せられることになり、日本企業の競争力低下に直結しますし、公権力の域外適用としても過度になりますから、適当とは言えません。米国産業界及び政府は、米国再輸出規制について、その域外適用規制の存在により、国際ビジネスにおいて不利になっているとの状況について問題意識を持つようになっています。日本政府による再輸出に関する誓約書の運用を間違えると同様の事態になりかねません。あえて求める場合には機微度が高い品目等とし、「違反」についても悪質な確信犯的ケースに限定して公表なり、審査時の参考にする等慎重な対応が必要と思われます。問題を起こした海外の需要者の公表については、平成18-19年頃の産業構造審議会小委員会野場で議論がなされ、実際に公表された例もあります。

- ⑤なお、誓約書の有効期間の問題は引き続き検討課題として残っています。輸出許可自体の時効が最長7年であるのに（＝無許可だったとしても免責）、その許可の条件（とそれに関連して附された誓約書）の効力が未来永劫ということは明らかにバランスを失っています。最長7年とすることが妥当だと思います。7年も経てば、一般的には、その製品も陳腐化していることでしょう。

(8) 違反事案の自主申告に係る免責、処罰軽減  
(日本版VSD)

- ①米国では、自主的に法違反の輸出等を自己申告した場合には、免責したり処罰を軽減するという Voluntary Self Disclosure (VSD) があることはよく知られています。また、司法取引という一般的な制度によって免責される場合もあります。我が国の場合、刑法の自首の場合の軽減や、独禁法がカルテル等で最初に通報した者を免責する規定 (課徴金減免制度) などもあります。
- ②安全保障輸出管理の場合、縷々述べているように、最大の法目的は、大量破壊兵器の開発等に転用されたり、通常兵器の過度な蓄積による紛争が激化することを防ぐことにあります。輸出審査や捜査も、それにつながるような輸出を阻止することが主目的であり、手続ミス、判定ミス自体は本質とは関わりが薄い部分です。現在、輸出者の自主管理に極力委ねるという方向となってきたことは好ましいことであり、その過程で手続ミスや違反行為が見つかったということは、自主管理が機能していることの証左ですから、それをためらわずに申告できるような環境整備が必要となってきます。
- ③以前、自主管理による社内チェックで見つかった違反行為や手続きミスを経産省当局に報告すると、一律に、長期に遡る調査と経緯書、再発防止策の提出、立入検査等が続き、場合によっては警告—企業名公表に至る可能性があるということで、当局への報告をためらう要因となっていた面もありましたが、昨年秋以降、経産省の対応も、一律の対応ではなく、自主管理の結果として報告された場合には、それを尊重した対応をするということで運用がなされています。
- ④ただ、この点は、「運用」ではなく、法令に基づく「制度」としてきちんと担保することにより、当局に報告した場合の予測可能性と対応の透明性を確保することが、自主的対応、報告を促すためにも望ましいところです。

我が国又は国際的な平和と安全を損なうような法益侵害がない場合には注意喚起的なものと同様、仮に法益侵害になっている場合（例えば一営業部門が独走して懸念国に無許可で輸出してしまった等）であっても、それが本社サイドが把握

し、当局に報告されることによって、当局としてもその事実把握ができることはメリットが大きく、再発防止にも資する貴重な情報となりますから、そういった報告インセンティブを持たせるような法的環境を整備しておくことが必要です。

また、そのような法的保障をしておけば、輸出者側としても、いざという時の保険の意味で、CPを積極的に整備し認証を得ようとするインセンティブが働くでしょうから、その意味でも全体の輸出管理水準の底上げにつながるものと思います。

(9) 「居住者」「非居住者」概念による規制スキームの再検討

外為法が、金融為替関係の規制と貿易・技術関係の規制とを同じ法律で行っていることによる最も大きな問題点は、「居住者」「非居住者」概念によって共通に規制されていることです。これらの概念は、詳細を財務大臣が定めていることからわかるように、もともとは金融為替関係の規制管理のためのものでした。それを、技術提供規制にも利用している形です。

そして、金融為替管理の都合からいえば、国内にいる者はみな管理の網をかけたということですから、第6条の第1項5号の定義からもわかるように、本邦内にある法人、自然人はみな「居住者」として、管理対象とするという構成になっています。為替関係はそれでいいのですが、これが技術提供や対内直接投資といった技術移転関係の規制になってくると、かえって本来の規制趣旨からの乖離が生じてきます。

かつて人や経済の国際化が進んでいなかった時代には、自然人については、居住者＝日本人、非居住者＝外国人ということで、あまり乖離はなかったのですが、時代は大きく変わってきて乖離がかなり出てきています。技術提供規制のもともとの趣旨は、我が国から外国や外国人・法人に機微技術が移転され、それが懸念用途に使われないようにチェックするというものでした。対内直接投資規制についても、外国企業や外国人によって安全保障に関わる我が国企業を買収されて機微技術が流出しないようにというものです。対内直接投資規制の場合には、為替規制では、外国法人の日本国内にある支店等の事

務所も「居住者」に含められてしまうため、そのままでは規制趣旨が全うできないことから、それも規制対象に改めて含めています（第26条第1項2号、4号）。ただ、自然人については、国内に長くいる外国人は「居住者」扱いとなっています。同様の規制趣旨で、電波法や放送法、電気通信事業法等の外資規制が、「外国人及び外国法人」を正面から欠格事由としていることと比べると微妙なズレが生じています。

同様のことは、技術提供規制においても存在し、外国人でも日本国内に住所・居所を有したり入国して6ヶ月経過した自然人や、外国人や外国法人が支配権を持っている日本法人については、「居住者」として位置づけられることから、規制の趣旨の実現において、必ずしも整合がとれなかったり（外国人研修生、留学生等の扱い、フロント企業的組織の扱い等）、逆に、日本人又は日本法人が支配している海外法人が「非居住者」と位置づけられるために海外展開の面で手続負担が生じたり（海外現地法人とのやりとり、海外での日本人・法人間のやり取りの扱い等）等の問題が生じています。国際化が進んでいる中では、日本企業といえども、外国人役員や外国人社員がどんどん増えていますし、なかなかすっぱり割り切れないところがあります。米国では、目的に即して外国人かどうかで分けているわけですが、新法体系の検討を行う場合には、規制の趣旨の体现と、経済活動のボーダーレスな国際展開の円滑化との双方の要請を念頭におきながら、それぞれの方式の長短をレビューして見る必要があると思われます。

なお、我が国では、最近、営業秘密の流出等の問題もクローズアップされていて、外国企業・政府による産業スパイ防止のための不正競争防止法の改正もなされ、セキュリティ強化が求められています。我が国企業では、「外国人差別」の問題には敏感にならざるを得ない面がありますが、社員が外国人であることを把握すること自体は憲法上も問題になることではないはずであり、特に安全保障に関わる局面においては、リアリズムに立った対応が必要と思われます。

### 3 その他の留意点

#### (1) 技術的ツールの活用可能性

① 1年ほど前、ある企業の社長の方から、こういうお話を伺ったことがあります。

「日本の輸出管理は、法令や書類でもって対応しようとしすぎている感がある。それは限界もあるし、そのための手続負担も企業にとっては苦しい。むしろ、これだけ技術進歩もあるのだから、センサーやGPS等の技術的手段を活用して、実効を持たせることを考えるべきではないか。そして、海外ユーザー側も、そのような措置に積極的に協力するようなどころには、優良輸出先として輸出許可を要さずに輸出できるようにインセンティブを与える等の方策も考えてもいいのではないのか。」

技術系のご出身だけあって、既存の枠組みにとらわれず、極めて合理的かつ実効を考えるご発想で、示唆に富むご指摘でした。

② 実際の実務でも、工作機械や三次元測定器、あるいは大型建設機械等の分野で、移動検知装置やGPSを使った管理や監視が行われているところがありますし、それらの設置を前提として経産省も手続面での緩和措置をとっているところもあります。ただ一方で、管理コスト、実効性の面で慎重な意見も少なからずあり、全面的な導入には課題も多いという状況かと思えます。いずれにしても、技術進歩には目覚ましいものがありますから、それらの技術との組み合わせで、手続、書類面での簡素化、合理化を図る可能性がないか、という視点は官民双方が持つておくことが必要と思えます。

#### (2) 主要官庁間の連携の必要性

① 安全保障輸出管理に関しては、総合的な諸情報を国際的連携の下に収集・活用しながら行われる必要があります。民間企業においては、当然限界がありますから、政府ベースでの連携協力と民間企業への情報提供が期待されるところで、特にインテリジェンス情報が極力活かされる必要があります。

先に、新法体系では、エンドユースチェックを最優先にすべき旨のメッセージを出す必要があると書きましたが、米国、ドイツ等の場合には、（その是非、功罪は別として）政府がエンドユースについての懸念をチェックするようになってい

ますので、我が国企業の場合には、まず自らがチェックすることが求められる分、負担が大きいのになっています。その負担軽減の意味からも、できる限り、省庁間連携、政府間連携による情報提供が望ましいところです。

我が国の場合、国内には朝鮮総連系の商社等が不正輸出にたびたび関与するところですし、PSIの実施から始まって船舶検査法の運用等も現実のものになってきています。あるいは北朝鮮等の懸念国等での核・ミサイル開発の動き等についての衛星からの監視等もあるかと思えます。経産省、財務省（税関）、警察庁、海上保安庁、法務省・公安調査庁、外務省、文科省、内閣情報調査室等の関係省庁間での連携と、欧米政府等との情報共有を通じたインテリジェンス情報の質量両面での向上に期待したいところです。

- ②また、最近は、大学での輸出管理が重視されるようになり、閣議決定の知的財産推進計画においてその旨が盛り込まれています。それを受け、各地の大学でも取組みが活発になっていますが、その場合、経産省だけでなく、文部科学省による主体的取組みが期待されているところです。大学に対する文科省の影響力には大きなものがあります。

また更に、留学生受入れの問題は、国費等の留学生受入の判断やビザ発行とも密接に絡んできますので、外務省、法務省、文科省、経産省等の関係省庁間の連携が重要になってきます。

- ③現行の外為法では、第69条の4において、関係省庁間の相互連携が規定されていますので、その実効が期待されます。

## 4 残る問題

### (1) 国内でのテロリスト等への機微貨物・技術提供の問題

- ①外為法も、上記の新輸出管理法体系も、いずれも「対外取引」という枠組みを前提としています。このため、大量破壊兵器等関連貨物・技術の懸念国家への流出防止という点では一定の阻止手段になると思いますが、国内テロリストや懸念顧客に渡るのを防止する手段にはならないという点は、残ります。

- ②大量破壊兵器テロの先駆けとなり、国際的にも非常な関心を持って注目を集めた1994~5年のオウ

ム真理教については、国際的にはテロリスト指定がされていましたが、今でも国内的に破壊活動防止法に基づく指定団体として監視が継続されています。また、米国は、日本の指定暴力団である山口組に続き、本年9月末に、住吉会を「武器や麻薬の密輸、人身売買、売春、マネーロンダリングに関与している」と指摘し、金融制裁（資産凍結、米国内取引禁止）の対象として指定しました。

- ③これらのテロリスト的、反社会的団体に対しては、日本国内での取引である限りは、(暴対法を除けば)大量破壊兵器等関連貨物である汎用製品・技術の販売・提供を禁じる直接的法的根拠がありません。「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」や破壊活動防止法の措置を受けた団体に対する取引規制もありません。

技術提供規制で、国内取引についての規制はありますが、それは国内の居住者が非居住者に提供する場合に限られます。平成21年の外為法改正の際に、国内での居住者から居住者への提供についても、キャッチオール規制の形で規制対象にする案も、産構審の小委員会では一時は事務局案として提出されたことがありますが、その後の議論で、ボーダー規制を導入したことにより、国内から海外に提供の可能性を想定して国内取引の規制を広げるのは過剰であること、国内取引でもエンドユーザチェックが必要となると大きな負担になるおそれがあること等から、現行規制の仕組みに落ち着いたという経緯があります。

- ④国内でのテロリスト、反社会的団体等に対する取引制限は、暴力団対策法の強化により取引自体が禁じられることになりましたが、大量破壊兵器拡散防止の観点から言えば、指定暴力団よりは、オウムのようなテロ団体、朝鮮総連等の懸念国関連団体等への提供の抑止手段が必要とも考えられます。ここまで規制の網を広げるのであれば、対外取引管理法体系ではなく、「大量破壊兵器等拡散防止法（仮称）」のような法体系がむしろ適していると思えます。

### (2) 懸念技術の公知化（開示）の問題

- ①現行外為法では、大量破壊兵器なり通常兵器なりの規制該当技術を、特定の相手方に提供する行為

(取引) を捉えて、規制対象としています。他方、許可例外 (= 許可不要) 対象として、公知の技術を提供する取引や公知にするために提供する取引等として一定のものを貿易外取引省令第9条で規定しています。

②このような規定の下では、原爆なり化学兵器の作り方などが公知だとすれば、それを提供することは規制対象になりませんし、また、よく読むと分かるおと、公知にするための「取引」= 特定の相手への提供行為が規定されているだけで、HP等で、自ら開示してしまうような行為は、外為法体系の埒外の行為となります。つまり、自ら公知にする行為は取引ではないから法律の枠外、第三者を通じて公知にするためのその第三者への提供行為は許可不要、という整理になっているのです。外為法が、対外「取引」規制であるがために、このような仕組みになるわけです。

③これらの点に関して、「爆弾やサリンの作り方の技術資料がいくら公知だからといっても、他人に提供する行為について何らの規制もないのはおかしいではないか」という人もいますし、「規制対象技術の管理が面倒だから、公知にしまえば規制対象からはずれるから公開してしまえ」という本末転倒のことを考える人もいます。爆弾その他の武器そのものの製造方法等の公知化であれば、場合によっては幫助犯に問えるのかもしれませんが、Winny無罪判決のように、そう簡単な話ではないと思います。

また何より、化学物質やバイオ関係の研究成果は、悪用すればそのまま化学兵器、生物兵器に転用されてしまう場合もあり、科学技術研究の促進と悪用の防止とのバランスを考えると、一筋縄ではいかないところがあります。

④米国においては、よく知られているように、機微技術は、「開示」も含めて規制対象となっています。大量破壊兵器拡散防止の観点からすれば、汎用品はともかく、兵器そのものの作り方の公開(公知化)について、無規制でいいのかという議論はあり得るところでしょう。ただそれは、必要だとしても、対外取引管理法体系ではなく、やはり大量破壊兵器拡散防止法体系において措置されるべき筋合いのものになります。

### (3) テロ用途キャッチオールの問題

現行の法制は、国際レジームにおける合意を踏まえて、大量破壊兵器と通常兵器の開発等に使用される可能性がある貨物についての規制であり、キャッチオール規制もそのようなエンドユースを対象としています。そうすると、例えば、自動車、小型船舶等そのものを自爆テロで突っ込むために使ったり、腕時計を時限爆弾に転用したりといった事態を想定すると、現行法での対応は難しいところがあると思われれます。

自動車や小型船舶自体は、もちろん兵器ではありません。ですからそれらそのものを自爆テロ用に使おうとしても、現行のキャッチオール制度のようにリスト規制で規定されている「兵器」の開発等に使用するのではないために、その対象外となると思います。また、腕時計そのものを時限爆弾に改造する場合には、それそのものが「爆発物」としてリスト規制上の「兵器」となるかもしれませんが、現行規制では、対象は33品目に限定されていますから、やはり対象外となります。近年のように、「貧者の兵器」として日用のありふれたものをテロリストが「活用」という傾向は強まっていますので、それを中心に規制スキームのあり方も(国際レジームでは議論される場合もあるようですが)、今後の課題の一つだろうと思われれます。

### (4) 人材の流出に伴う技術流出

最近マスコミ等で取り上げられている通り、日本メーカーのリストラとによる人材流出による技術流出の問題は頭の痛いところです。不正競争防止法に基づき営業秘密保護のスキームに基づく一定の対応は可能になってはいますが、それを超える部分については、法規制だけでは対応できず、経済政策全般に関わる課題と思われれます。

参考 1

## 新輸出管理法のひとつのイメージ

第一章 総則

(目的)

第1条 (略)

(適用範囲)

第〇条 (略)

【解説】 現行法第5条の「適用範囲」と同様の域外適用等を担保する規定。

- ・日本で登録した法人（本邦法人）やその構成員、代理人
- ・日本で住所・居所を有する自然人（在日外国人を含む）が

が、その財産、業務について、外国において行った行為にも適用する旨。

また、現行法の第6条の「居住者」の定義で、外国法人の本邦内での支店、事務所が含まれることとされているので、もし「居住者／非居住者」の概念での規制を変更するのであれば、手当が必要かもしれない。

(定義)

第〇条 (略)

【解説】 輸出、技術の定義。キャッチオール規制を法定する場合に関連してホワイト国の定義等。「輸出」定義の運用で、分野によって、船積み時点（安保輸出管理関係）、関税法と同じ通関時点（廃棄物関係）と異なっている模様なので、改正の場合には留意が必要。

(基本原則)

第〇条 本法に基づく輸出管理に係る規制は、法目的達成のために必要最小限度のものとし、規制の国際的動向を十分に踏まえつつ、産業の国際的事業展開その他の経済活動、学術研究の遂行等に支障が生じることがないように留意されなければならない。

【解説】 現行の第47条の「輸出の原則」に代えて、規制についての原則を規定する。視点として、「国際的動向を踏まえる」＝国際レジームや国連決議等での合意に基づいて実施。「産業の国際的展開に支障が生じることがない」＝国際競争、海外拠点との連携やフォーリンアベイラビリティに配慮等。「その他経済活動に…」＝輸出者の負担軽減、「学術研究の遂行…」＝大学の研究教育活動への配慮。

第二章 輸出者等遵守基準等

(用途等の審査)

第〇条 輸出者等は、法目的を達成するため、その輸出が大量破壊兵器の開発等又は通常兵器の過剰な蓄積等につながらないように、その用途及び需要者に懸念がないか、事前に十分審査をしなければならない。

2 輸出者等は、内部での輸出管理を十全なものとするため、前項に関する事項その他遵守が必要なものとして経産大臣が定める基準を遵守しなければならない。

3 経産大臣は、前項の基準の遵守に関して、必要があると認めるときは、輸出者等に対して指導、助言／勧告、命令をすることができる。

4 輸出者は、第2項の基準の遵守について、経産大臣の認定を受けることができる。

5 経産大臣その他の関係大臣は、輸出者等の輸出製品等の用途等の審査に関して必要な情報の提供に努めなければならない

【解説】 エンドユースのチェックが安全保障輸出管理の最優先事項であることを前面に出し、不十分である場合には指導等の対象となる旨を規定する（現行の輸出者等遵守基準と仕組みは変わらないが、該非判定ではなく、エンドユース審査が主であることを法律レベルで明確にする。現行通り、直罰ではない。）。

第4項は、優良輸出者がメリットを受けるための根拠規定で、包括許可の取得、制裁措置の緩和等の局面で活用。第5項は、政府がレジーム参加国等との共有情報その他インテリジェンス情報等に基づき、輸出者に参考情報を提供したり、必要なアドバイスをする旨を規定するもの（現行の外国ユーザーリストに準じたものを提供することもその一つ）。

### 第三章 輸出等の禁止

（輸出禁止貨物等、地域及び需要者）

第〇条 輸出者は、次の各号に該当する外国又は需要者として経産大臣が定めたものに対しては、それぞれ省令で定める貨物を輸出し、又は役務の提供をしてはならない。

一 国連安保理決議その他国際約束に基づき、又は国際平和のための国際的努力に我が国として寄与するため、輸出又は役務の提供等（仲介貿易を含む。以下同じ。）が禁止されるべき外国又は需要者

二 我が国の平和と安全の維持のために輸出又は役務の提供等の禁止が必要として閣議決定した外国又は需要者

【解説】 輸出に関する政府の関与を、禁止一許可一届出一内部管理の4段階に分ける。現行の実質的運用に合わせて、輸出等の相手先を、仕向地（外国）だけでなく、需要者も含める。

最初に、輸出禁止規定を置く。第1項は、現行第48条第3項の国連決議、条約に基づく措置と（前段）、有志連合等による措置（後段）。第2項は、現行第10条に基づく我が国の単独制裁措置。後述の役務提供等も同様にここで含める。

### 第四章 輸出

（第一種貨物に係る輸出許可）

第〇条 経産省令で定める特定の貨物（第一種貨物（その輸出が、その仕向地、需要者、用途等について、大量破壊兵器の開発等又は通常兵器の過剰な蓄積等につながるおそれがないものとして経産省令で定めるものを除く）を特定の外国を仕向地として輸出しようとする輸出者は、経産省令の定めるところにより、経産大臣の許可を得なければならない。

2 第一種貨物は、安全保障に係る輸出管理に関する国際的取組みに基づく合意を踏まえて、定めるものとする。

3 第1項の許可は、個別許可又は包括許可とし、必要な事項は経産大臣が定める。

【解説】 最も機微度が高い品目の、要注意度が比較的高い外国向けの輸出を、許可に係らしめるもの。個別許可と包括許可に2分類とし、貨物と地域の組み合わせで、諸状況を勘案して経産省が定める。8月改正後の「特一包括」（非ホワイト国を対象とした特別一般包括許可）を本規定の主たる対象として想定。

なお、許可を要するリスト規制貨物は、国際レジームで合意されたものに限定することを明示する（第3条の基本原則の「規制の国際的動向を十分に踏まえつつ」の具体化）。

また、第1項の「第一種貨物」の後の括弧書きは、エンドユースに懸念がないことが明らかな場合には、非該当扱いするための規定。現行の許可例外対象や、CPを適切に具備・運用している親会社の支配する海外子会社、防衛省関連等に向けたものについては、貨物の該非判定をする必要なく、許可申請対象から外れる。今後、日本版のVEU（認証エンドユーザー）制度を仮に導入する場合でも、本括弧書き内の規定が活用可能。

(第二種貨物に係る届出)

第〇条 特定の貨物(第二種貨物)を特定の外国を仕向地として、輸出する者は、経産省令で定めるところにより、経産大臣に届け出なければならない。

【解説】平成10年の外為法改正により、それまで資本取引を中心に残っていた「事前届出・許可制」が原則として廃止され、「事後報告制」になった。現行の輸出規制についても、同様の事後報告制で足りる対象はあると思われる。本年4月改正で導入されたホワイト国向け一般包括許可制度は、CP要件(コンプライアンスプログラムの具備)なしに、一律に許可するというもので、もともとは、米国のゼネラルライセンスに対応したものを想定しているから、事後届出(報告)制に移行するのに適した類型ではないかと思われる。個別の輸出ごとに届ける必要はもろろんなく、現行の一般包括許可における定期的報告程度の簡易な内容で足りるほか、エンドユースチェック義務や書類保存義務はかかっているので、必要があれば当局がチェックすることは可能。

また、貨物及び地域、用途等によっては、事前届出もあるかもしれない。現行制度でも、一般包括許可、特別一般包括許可において、軍事用途等の場合には事前届出にしている例もあるから、機微度に応じて、届出の事前、事後を使い分ければいいかと思われる。

(第三種貨物に係る輸出許可)

第〇条 特定の貨物(第三種貨物)を非ホワイト国を仕向地として輸出しようとする場合であって、次の各号に掲げる場合には、その輸出者は経産大臣の許可を得なければならない。

- 一 大量破壊兵器関連キャッチオール規制
  - イ (用途要件+需要者要件)
  - ロ (インフォーム要件)
- 二 通常兵器関連キャッチオール規制
  - イ 国連武器禁輸国向け(用途要件+インフォーム要件)
  - ロ その他の非ホワイト国向け(インフォーム要件)

【解説】現行の大量破壊兵器、通常兵器キャッチオール規制は、政令で定められているが、輸出管理法の中核的的制度である以上、きちんと法律ベースで規定される必要がある。そして、規定振りが、許可例外のまた例外というパターンで書かれ、更には、大量破壊兵器キャッチオールと通常兵器キャッチオールとが混在して書かれているため、規制内容が常人では理解しがたいものになっていることは否定できない。それを、それぞれの類型ごとに仕向け地域ごとに要件を整理して規定することが適当。

(輸出許可の基準)

第〇条 経産大臣は、輸出許可申請があった場合には、需要者と用途に関して、次に該当しない限り、許可しなければならない。

- 一 貨物が実際に需要者に到達するのが確からしくないこと。
- 二 申請内容にある需要者が貨物を使用するのが確からしくないこと。
- 三 貨物が国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれのある用途に使用されないことが確からしくないこと。
- 四 貨物が需要者によって適正に管理されるのが確からしくないこと。

【解説】許可基準は、現行では通達に書かれている。しかし、法律で輸出規制をするときに、何を目的として、どういう観点で審査がなされ、どういう基準で許可の可否が決まるのかを規定することは、公平性と予測可能性を担保する上では必須。

第五章 役務提供

(第一種技術に係る提供許可)

第〇条 第一種技術について、次の各号に掲げる者は、経産省令で定めるところにより、経産大臣の許可を得なければならない。ただし、経産省令で定める場合はこの限りではない。

- 一 本邦から外国に向けて提供することを目的とした取引をする者
- 二 本邦内において、以下のいずれかに対して提供することを目的とした取引をする者
  - イ 外国人又は外国法人(本邦内の事務所等を含む)
  - ロ 本邦法人であって、経産大臣が定める特定の外国人若しくは外国法人に支配されているもの
- 三 外国において、提供することを目的とした取引をする者

【解説】 現行法の第25条は複雑すぎるので、「国内から外国への技術提供」（ボーダー規制）、「日本国内での提供」、「外国での提供」の提供の局面ごとに分けて規定することが、理解を促進するために必要。「本邦から外国に向けて」との規定の仕方は「支払等」の規制において例がある（第16条第1項）。

また、ここでは、「居住者／非居住者」による規制に替えて、外国人・外国法人に係る規制スタイルにしてみた。第二号口は、現行法令にはないが、本邦で登録した本邦法人であっても、北朝鮮等の特定懸念国民等に支配されているものへの提供については、許可対象として加えた。経済制裁等に合わせ、特定国や特定組織を指定することが考えられる。

CP認定企業の海外子会社向けその他エンドユーザーに懸念がないものについては、貨物と同様に「第一種技術」の範囲から除くことにより非該当としたり、但し書きにより許可例外にしたりすることができる仕組み。

第2条の「適用範囲」から、各号には在日外国人が含まれ、域外適用により、第三号の外国での行為にも適用される。

（第二種技術に係る提供届出）

第〇条 第二種技術について、前条各号に掲げる者は、経産省令で定めるところにより、経産大臣に届け出なければならない。ただし、経産省令で定める場合はこの限りではない。

（第三種技術に係る提供許可）

第〇条 第三種技術について、前前条各号に掲げる者であって、次のいずれかに該当するものは、経産省令で定めるところにより、経産大臣の許可を得なければならない。

- 一 大量破壊兵器関連キャッチオール規制
  - イ（用途要件＋需要者要件）
  - ロ（インフォーム要件）
- 二 通常兵器関連キャッチオール規制
  - イ 国連武器禁輸国向け（用途要件＋インフォーム要件）
  - ロ その他の非ホワイト国向け（インフォーム要件）

【解説】 貨物輸出と同様、禁止／許可／届出（事前又は事後）／書類保存 に分け、許可はリスト規制とキャッチオール規制。

（特定役務の提供許可）

第〇条 特定役務取引（労務又は便益の提供を目的とする取引であって、技術の提供に係るものを除く）をしようとする者は、経産大臣の許可を受けなければならない。

【解説】 現行法では、核燃料サイクルに係る核燃料・原料物質の加工等に法律上限定されており（第25条第5項）、その他は国連安保理制裁又は単独制裁に伴う措置となっている（同第6項）。今後、国際レジームにおける合意によって、技術提供以外の役務提供が常時規制対象になる場合には法定が望ましい。

## 第六章 仲介取引

（外国間の貨物の仲介貿易）

第〇条 外国から他の外国に向けて、本邦法人又は本邦内に居所・住所を有する自然人が、外国相互間の貨物の移動を伴う特定貨物の売買・貸与・贈与であって経産大臣が定めるものをするときは、経産大臣の許可を取らなければならない。

（外国間の技術の仲介取引）

第〇条 本邦法人又は本邦内に居所・住所を有する自然人が、外国間の仲介技術提供であって経産大臣が定めるものをするときは、経産大臣の許可を取らなければならない。

【解説】 仲介規制は、現行では武器は全て許可、他は非ホワイト国間の取引で用途要件・インフォーム要件に該当する場合のみ。

なお、技術の仲介取引規制は、現行法では第25条第1項の技術提供規定に溶け込んでしまっているため、その規制の存在がなかなかわからないので、明確に一条立てる必要がある。

第七章 雑則

(許可等の条件)

第〇条 経済産業大臣は、輸出許可に条件を付し、又は変更することができる。  
2 その条件は、必要最小限のものでなければならない。

(帳簿の備付け等)

第〇条 輸出を業とする者は、第一種、第二種又は第三種貨物の輸出をしたときは、経産省令で定める必要な事項を記載した帳簿を備え、関係取引書類、用途及び需要者に懸念がない旨を審査した書類その他の書類で経産省令で定めるものを、一定期間保存しなければならない。

【解説】 現行外為法では、財務省所管の対外取引では、事後報告義務によって（資本取引では、それに加えて帳簿保存義務によって）、書類保存を事実上（又は法律上）担保しているが、輸出では、それがないため、輸出許可の際の許可条件で担保している。書類保存義務が法律上明確になれば、一律に許可に係らしめる必要はなくなり、機微度の軽重に応じて、弾力的な対応が可能となると思われる。

(報告徴収及び立入検査)

第〇条 経産大臣は、輸出しようとする者、貨物を輸出した者その他関係人から必要な報告を徴することができる。  
2 経産大臣は、前項の規定により、当該貨物の輸出が法令の規定に従っているか否かを審査するものとする。  
3 経産大臣は、その職員をして立入検査させることができる。

【解説】 現行の外為法第55条の8を受けた輸出貿易管理令第10条の内容を、他の対外取引と同様に、法律で規定。現行規定であっても、貨物のリスト品該非に拘わらず、報告徴収、立入検査ができる仕組みになっている。事後審査規定は、現行輸出令の第7条で、同様にすべての輸出者に対して事後的にチェックができる仕組みになっている。したがって、許可対象でなくても、届出対象、非該当だとしても、必要なチェックが可能。

エンドユースチェック義務をかけているので、それがしっかりなされているかの事後審査も可能。

(外国の需要者に対する誓約書徴求等)

第〇条 経産大臣は、輸出者が輸出しようとする第一種貨物の需要者（非ホワイト国における者に限る）に対して、必要があると認める場合には、許可申請に記載された用途に充てる旨、再輸出する場合には経産大臣の同意を得る旨その他の経産省令で定める事項についての誓約書の提出を求めることができる。

2 経産大臣は、誓約書に違反したおそれがある需要者に対し、状況の確認のため、必要な報告を求めることができる。

3 経産大臣は、需要者が前項の報告に応じず、虚偽の説明をし、又は誓約書に違反して再輸出等した場合であって、他の輸出者への注意喚起、再発防止等のために必要があると認めるときは、その需要者名等を公表することができる。

4 前各項の措置は、必要最小限のものとし、正常な商取引を阻害し、又は我が国の輸出者の立場を不利にすることがないように、十分配慮しなければならない。

【解説】 経産省による最終需要者からの誓約書徴求の法的根拠を明確にするための規定。基準認証、製品安全等の分野の外国認証・検査機関への報告要請等についての規定と同様のもの。第4項は、濫用歯止め規定で、需要者はお客様であることの認識が必要。第2項は、濫用の懸念が残るのであれば（顧客である需要者に対して、必要以上に報告を求めたり、需要者からの経緯書、再発防止策を安易に求める等）、むしろないほうがいいかもしれない。相互主義による、相手国政府からの濫用も念頭に置く必要があるかもしれない。

(関係行政機関の連携)

第〇条 経産大臣は、関係行政機関の長に対して、特に必要があると認めるときは、資料・情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。2 関係行政機関の長は、経産大臣に対して特に必要があると認めるときは、意見を述べることができる。

3 文部科学大臣は、経産大臣と連携しつつ、大学における輸出管理の着実な遂行に努めなければならない。

【解説】 関係行政機関間の相互連携協力についての条項。現行法の第69条の4に相当。知的財産推進計画において大学の輸出管理強化が謳われ、その重要性が高まっていることを踏まえ、新たに第3項で、文部科学大臣の役割を盛り込んだ。

(関係国政府等との連携)

第〇条 経産大臣及び外務大臣は、関係国における政府及び輸出者に対して、輸出管理の体制整備及び運用の実効確保に関して、協力するよう努めるものとする。

【解説】 アウトリーチ活動の促進のための努力規定。迂回輸出の阻止のためにも重要。

## 第八章 緊急時の措置

(船積の非常差止、積み戻し等)

第〇条 経産大臣は、特に緊急の必要があると認めるときは、経産省令で定めるところにより、貨物の船積みを差し止めることができる。

2 経産大臣は、輸出された貨物が無許可輸出されたおそれがあるときであって、特に緊急の必要があると認めるときは、経産省令で定めるところにより、輸出者に対して、その積み戻しを命ずることができる。

【解説】 出航寸前に発覚した場合の緊急措置。現行の第51条の変形的規定。また過去にあったように、出航後に無許可輸出が発覚し、中継港等に貨物を留置した場合等、その貨物の我が国への積み戻しを命じる根拠規定を整備。悪質な無許可輸出者に対して、原状回復措置として、積み戻し命令も選択肢としてあるのかも知れない。

## 第九章 制裁及び罰則

(制裁等)

第〇条 経産大臣は、無許可輸出をした者に対して、三年以内の輸出入、技術提供を禁止し、又は公表、警告をすることができる。

2 経産大臣は、この法令に違反した者に対して、一年以内の輸出入を禁止し、又は公表、警告をすることができる。

(罰則)

第〇条 (略)

(罰則及び制裁等の軽減)

第〇条 経産大臣は、輸出者等遵守基準の認定を受けた者が、無許可輸出又は法令違反の事実について、発覚前に自ら経産大臣に申告したときは、輸出入等の禁止又は公表は行わないものとする。ただし、その無許可輸出が故意であって、輸出された貨物が、大量破壊兵器開発等に使用されたおそれがある場合には、この限りではない。

2 前項の者(ただし書に係る者を含む)の刑罰は軽減することができる。

【解説】 米国のVSD制度を法制化するもの。第1項は、独禁法のカルテルについての課徴金減免制度(リーニエンシー。第7条の2第10項~)と同様の規定。

輸出者等遵守基準の認定を受けている優良事業者であれば、その自主管理の中で見つかった違反事案については、自主管理が有効に機能している証左であり、当局にとっても、違反事実の把握が促進されることによるメリットのほうが大きいとの考え方に立つもの。ただし、故意によるもので、かつ法益侵害の程度が大きい場合は、この考え方は適用しない。

第2項は、刑法第42条の自首規定と同様の趣旨によるもの。

## 参考2

# マスコミ報道に際して期待したい留意点

以上述べたような、あるべき新輸出管理法体系の目指す趣旨を踏まえて、マスコミの皆様にご理解をお願いしたいことを、何点かまとめてみました。「不正輸出事件」が発生すると、安全保障に絡んできますので、しばしば社会面を中心に大きく取り上げられます。それだけに、輸出者、技術提供者側としては、細心の注意を持って輸出管理に取り組まなければならない一方で、報道側におかれても、正しい理解に基づいた事実把握や分析をお願いしたいところです。

### チェックポイント1

「大量破壊兵器に使われるおそれがある貨物」とは、普通の民生用の製品であり、安全保障輸出管理と円滑な国際取引の両立が求められること。

【解説】外為法の条項では、「国際的平和・安全の維持を妨げることになる」と認められるものが輸出許可等の対象となっていますが、中身は、ごく普通の民生用品です。最近では、デュアルユースとあって、民生品を兵器などにも使う潮流になっていて、それが平和と安全を乱す懸念国やテロリスト等によって、大量破壊兵器等の開発や軍拡等に使われることを防止することが安全保障輸出管理の目的です。圧倒的多数は民生用途に使われており、その限りにおいては何の問題もないのです。

ですから、輸出管理が重要であることは間違いありませんが、他方で圧倒的多数を占める通常の民生用途の製品・技術の国際取引の阻害要因にならないよう、いかにバランスを取って両立させるかということが、官民双方の悩みなのです。

### チェックポイント2

「無許可輸出」といっても、動機や態様によって意味合いが全く異なること。

【解説】外為法で「無許可輸出」というと、上記の規制対象貨物のイメージと重なって、直ちに「大量

破壊兵器の開発や軍拡等に使われたのだろう」と思いがちですが、一概にはそうはいえません。

海外の取引先や現地工場等への納期が間に合わないから、手続の省略や虚偽申告をしてしまったというケースと、確信犯的に懸念国向けにその大量破壊兵器開発や軍拡に役立てる目的で密輸したケースとでは、まるで意味合いが異なります。ましてや、単なる法令解釈・判定等のミスによるものは、本来「無許可輸出」と呼ぶことは適当ではありません（「脱税」と「申告漏れ」とでは質的差異があるのと同じです）。

前者のケースは、決して誉められた話ではありませんし、それはそれで手続遵守という信頼を裏切る行為ですからペナルティが必要ではありますが、用途とユーザーに懸念がないことは明らかですので、法益に照らすと問題性は相対的に低いと言えます。仮に「無許可輸出」の件数が多かったとしても、民生用途、ユーザーに使われていることが明確である限りは問題は少ないのです。ですから、「大量破壊兵器関連貨物」「無許可輸出」「件数多数」ということだけを結びつけて、あたかも大量破壊兵器開発に広く関与したかのような報道することはミスリーディングになりえます。

問題となり、実際に阻止し罰する必要があるのは、後者のケースです。この場合には、いかに件数が少なくとも、また露見した不正輸出貨物がたまたま自転車や贅沢品などの民生品であっても、その輸出ルートが「不正輸出インフラ」になり得ます。誰が、どこからの指示で、どのようなルートで輸出がなされたのかを解明することが重要であり、未遂も含めて厳しく罰すべきものもこのケースです。

### チェックポイント3

懸念国で見つかった日本企業の製品を、その企業が輸出したと短絡的に捉えるべきではないこと。

【解説】時として、日本メーカーの製品が懸念国等で見つかることがあります。しかし、それを以て直

ちに、その日本メーカー自身がその懸念国に輸出したかのような印象付けをすることは誤りです。日本の大企業は顧客審査を厳しくするのが通常ですので、懸念顧客、懸念国に直接輸出することはまず考えられません（中小企業も平成21年の外為法改正を契機に意識は少しずつ高まりつつあります）。輸出後に時間が経過した後に中古機械等として流通したということもあり得ます。

やっかいなのは、日本には北朝鮮系の企業などフロント企業的存在が少なからずありますし、北朝鮮、イラン、中国等の不正輸出ルートがしばしば内外で指摘されており、これらの調達網に巻き込まれたものではないか、ということです。調達元も巧妙で、まっとうな企業を道具として使う「間接正犯」の容疑で立件されるケースもありますが、その場合は、使われた企業は被害者の立場です。警察も企業名の秘匿に気を遣います。

いずれにしても、日本の企業は、大企業をはじめとして「いかに不正調達網に巻き込まれないか」に精力を注いでおり、自ら大量破壊兵器開発や軍拡に関与する目的で輸出するケースは、一般的には考えにくいところです。

#### チェックポイント4

用途やユーザーの審査こそが重要だということ。

【解説】上記に述べたように、安全保障輸出管理の目的は、懸念国やテロリスト等の大量破壊兵器開発や軍拡に、ハイテク民生品が使われないようにすることです。したがって、用途やユーザーの懸念の有無のチェックこそが最重要課題です。ですから、規制品目に該当するかどうかという該非判定と、用途やユーザー（＝エンドユース）のチェックとでは、本来は後者のほうが重要です。平成14年にキャッチオール規制が全面的に導入されて以降、更にそういう面が強くなってきています。

このため、リスト規制に該当しないがエンドユースのチェックを十分行わずに懸念のある相手に輸出してしまうケースと、リスト規制品だが該非判定を間違えてよく知っている取引相手に輸出してしまうケースとを比べると、後者は形の上では「無許可輸出」の法違反で（本来はそう呼ぶべきではないことは既述の通りです）、前者は法違反になりませんが、

問題が大きいのはエンドユースのチェックを行わない前者です。

法律は最低限のことを規定しており、その前提には一般常識、倫理等が広い裾野として存在していることは、政治分野、経済分野を問いません。安全保障輸出管理は、その双方を視野に入れた対応が求められるところであり、マスコミ報道に際しても、輸出管理の目的に即した問題の軽重の判断が期待されることです。

#### チェックポイント5

軍が使っているから、直ちに問題だと短絡的に捉えるべきではないこと。

【解説】しばしば、海外諸国の軍隊に、日本企業の民生品が使われていることを問題視する報道も見受けられます。しかし、近年、汎用品（デュアルユース品）とあって、民生用にも軍用に使うものが増えていて、その民生用のものが通常の軍用品、武器にも使われたとしても、そのこと自体が問題になるわけではありません。

安全保障輸出管理では、大量破壊兵器以外の通常兵器関係では、その許可対象貨物の輸出が、兵器の過度な蓄積や地域の緊張をもたらすような場合に許可されない場合があるというだけで、そうでなければ許可されることになります。例えば、通常四輪駆動車などは許可対象貨物でもなく、たまたま軍隊で使われるとしても問題はなりません。許可対象貨物であっても、軍拡や地域の緊張に結びつくようなケースでなければ認められます。

従来、武器輸出三原則のルールの下で判断されてきたのは、武器専用の仕様のものであり、汎用品は対象ではありません。その点はしっかり峻別する必要があります。またその武器輸出三原則も、平成23年末にその見直しが行われ、「防衛装備品等の海外移転に関する基準」（内閣官房長官談話）に基づいて、平和貢献・国際協力案件、米国その他との共同開発・生産等については、個別事案ごとの官房長官談話によることなく、厳格な管理を前提に、防衛装備品等の海外移転が認められることとなりました。

#### チェックポイント6

「性善説に立った規制はおかしい」という議論は

非現実的であり、「抜け穴がないよう規制を強化せよ」との主張が、圧倒的多数のまっとうな企業の首を絞めるということ。

【解説】不正輸出事件が起きると、「輸出者の信用の上に立った規制はおかしい、騙されないように厳正にチェックせよ」「全件チェックせよ」「包括許可などやめて個別許可にせよ。輸出後に全件報告させよ」「抜け穴を塞げ」といった声が湧き起こることがしばしばです。一見もっともらしい議論ですが、しかし、それは現実的ではなく、圧倒的多数のまっとうな企業の活動を妨げ、行政を些末な事務で忙殺させるだけの結果になってしまいます。

悪意を持って、密輸を狙う者は、些末な抜け穴など使うことなく、はじめから手続きを踏まずに、法律の存在を無視して「堂々と」輸出します。どのような行政手続でもそうですが、提出書類には真正のことが書かれているという前提で審査、許可をします。だからこそ、虚偽申告には刑事罰で抑止するというのが世の中の一般ルールです。輸出管理においても、いちいち現物の仕様チェックなどできるはずありません。それに虚偽の記載をされても、不自然なところを見抜く努力はするにしても、一般的には困難です。包括許可を使った輸出案件数は数十万件以上にのぼり、それをいちいち行政に提出し、行政がチェックするなどあり得る話ではありません。それを個別許可にしたら、貿易は滞り、国際的サプライチェーンも機能しなくなります。

法律をはなから無視する者による不正輸出事件の再発防止策として、法令の手続面を強化するというのは、悪意の者には何の効果もなく、圧倒的多数の善意の輸出者の手続負担を増やして苦しみ、悪意の者への対応に集中すべき行政が些末な手続処理に追われるだけの結果になりかねません。

輸出者に対する不正輸出の抑止力は、企業等の信用・ブランド維持のための社内統制と、不正をしたら企業の存亡に関わるという危機感、それを現実のものにさせうる重罰です。そして、不正輸出を阻止するためには、懸念国等が欲する機微貨物に関する情報や、懸念輸出先、懸念輸出者、懸念輸出ルート、懸念手口等の情報の収集とその官民のできる限りの共有化による精力集中、水際の監視が必要です。その意味で、欧米のように、政府内の連携に

よるインテリジェンス情報の蓄積と活用に対しては産業界の期待が大きいところがあります。

#### チェックポイント7

不正輸出事件では、実刑判決が皆無に近く、抑止力の点で問題があること。

【解説】不正輸出の抑止力は厳罰のはずであり、懸念国本国からの指示により不正調達して密輸するという事例などは、重罰であってもおかしくありません。まして、国家として経済制裁をかけているところを破って輸出するという事などは、二重に悪質と言えます。

ところが、これまでの不正輸出事件では、ほぼすべてが執行猶予付きの判決でした。以前は、外為法は3～5年以下の懲役でしたので、裁判所もルーティン的に執行猶予にしているきらいがありましたが、法改正でこれを7～10年に引き上げても状況に変化はあまり見られません。

安全保障輸出管理は、「善意の者を信じて、ビジネス活動に支障がないように規制は極力合理化し、自主管理に委ねる一方で、その期待を裏切った悪意の者には厳罰を科して抑止力とする」というのが目指しているコンセプトですから、悪意の者、悪質なケースに厳罰が科されないのではコンセプトが崩れ、結局善意の者への手続的規制の強化に発想が傾きがちになることが懸念されることです。

経済制裁破りのように、輸出されるモノは贅沢品等の日用品であっても、制裁対象の懸念国からの指示で意図的に密輸を行うという点で悪質ですし、その輸出ルートはより懸念度の高い物資の「不正輸出インフラ」になりうるのですから、未遂も含めてその利用インセンティブをなくさせるような厳罰が必要と思われます。それは、不正調達を指示する近隣懸念国に対する牽制のためにも、必要なのです。

#### チェックポイント8

日本企業の輸出管理は、世界的に見てトップクラスにあること。

【解説】日本企業の安全保障輸出管理の水準は、高いレベルにあります。これは、官民で議論しながら、あるべきものとして構築した自主管理モデルに

沿うべく、各企業が長年取組んできたことによるものです。そして、CISTECにおける活動のように、レベルの高い企業が、他の企業にその知見を分かち合ったり、お互いに取り組み、悩み等を情報共有したりすることが一般的になっていることが、全体の底上げにつながっている面が多分にあります。諸外国では、該非判定や顧客審査は政府当局がかなり関わる面が強いのですが、日本の場合は、それらは輸出者である企業の責任により行うことにより（この点は議論のあるところではありますが）、自主管理の実質が伴っているといえます。このような互助的モデルは、欧米、アジアからもユニークな取り組みとして注目されています。米国の再輸出規制も含めて、現にある規制は間違いのないよう遵守するという姿勢・真面目さは、米国政府も高く評価するところです。

米国の場合、公表されているだけでも、中国、イラン向けを中心に、機微製品について数十件の不正輸出が摘発されていますが、我が国の場合には、贅沢品を含め、主として北朝鮮系企業によるものが若干あるに留まります。これは露見しないだけではないか、という見方もあるかもしれませんが、先般、米国で摘発された先端素材の密輸未遂事件では、容疑者が「日本からの調達に難しいから」と供述している旨の報道もありました。他に潜在的にある可能性は否定はできませんし、ハイテク先進国だけに狙われやすいことは確かですが、少なくとも、「日本からの調達はやりにくい」という意識があることは確かでしょう。ただ、その官民の真面目さが、国際競争下で遅れをとる要因にならないように、何としてもしたい…というところに、悩ましさがあります。